

緊急事態措置区域への指定に伴う取組みについて (まん延防止等重点措置からの主な変更点)

1 事業者への要請

- ・出勤者数の7割削減を目指す
- ・時差出勤、自転車通勤などの取組みの推進
- ・20時以降の勤務の抑制
- ・イルミネーション等屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の協力を依頼

<飲食店等への時短等要請等>

- ・対象は県内15市町から**県内全域**へ拡大
- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への**休業要請**
※酒類・カラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く
※飲食業の許可を受けていないカラオケ店を対象に含む
- ・協力金は下限額3万円から**4万円**に引き上げ
- ・過料は最大20万円から**最大30万円**へ引き上げ
- ・**結婚式場**はできるだけ**短時間**(例えば1.5時間以内)、なるべく**少人数**(参加人数50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催するよう働きかけ

<大規模施設への時短要請等>

- ・対象は15市町から**県内全域**へ拡大
- ・「**ぎふコロナガード**」(感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者)を指定し役割を明確化
- ・感染予防策の全従業員への**教育と現場点検**
- ・従業員の**休憩スペース**での飲食等の感染対策の徹底

2 公有施設・イベントの見直し

- ・ 県有施設の原則休館又は新規予約の停止を**県内全域**へ拡大、**市町村**に対しても同様の取組みを要請
- ・ 民間イベントの収容率については状況により収容率 100%以内又は 50%以内とされていたが、これを**収容率一律 50%以内**に変更